

議案第19号

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月28日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額の限度額を改めるとともに、所得割額算定の税率及び被保険者均等割額を改めるため、提案するものであります。

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和33年調布市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第3条第1項中「5.00」を「5.25」に改める。

第4条中「2万6,300円」を「2万7,600円」に改める。

第4条の2中「1.79」を「1.88」に改める。

第4条の3中「9,300円」を「9,800円」に改める。

第5条中「1.58」を「1.66」に改める。

第6条中「1万900円」を「1万1,400円」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。